

総基料第 219 号

平成 28 年 11 月 18 日

西日本電信電話株式会社

代表取締役社長 村尾 和俊 殿

総務省総合通信基盤局長

富永 昌彦

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正に関して講ずべき措置  
について（要請）

「第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正（NGNにおける優先パケット識別機能及び優先パケットルーティング伝送機能のアンバンドル）について」（平成 28 年 7 月 27 日諮問第 3086 号）に関し、別紙のとおり情報通信行政・郵政行政審議会より答申（平成 28 年 11 月 18 日情郵審第 50 号）がなされたことを踏まえ、下記の事項について、貴社において適切な措置を講じられたい。

記

現在 VNE 事業者が接続している貴社の NGN におけるゲートウェイルータについては、10Gbps 又は 100Gbps の単位のポートのみが用意されていることから、接続事業者からの要望を踏まえ、NGN のゲートウェイルータと接続事業者の IP 網を直接接続する場合は、より容量の小さいベースでの接続にも対応するよう検討すること。

以上